

平成28年度住宅確保要配慮者地域移行・地域定着賃貸住宅モデル事業実施要領

第1 事業の目的

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下、「住宅セーフティネット法」という。)に基づく住宅確保要配慮者等の安定居住に係る支援を行うため、民間の住宅等の空き家を活用し住宅確保に緊急を要する住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図る。

第2 補助事業者

空き家を賃貸契約して住宅確保要配慮者に提供する事業者・団体等で、個人を除く。

第3 事業要件

1 対象地域

福島県内4都市圏(福島・郡山・会津若松・いわきの各地域)とする。

2 補助対象費用及び補助率、補助限度額

一 補助対象費用

補助対象費用は、家賃月額とする。

二 補助率、補助限度額

1戸当り賃借月額家賃の3/4かつ5万円を限度とし、当該賃借月額から入居者から徴収する家賃月額合計を差し引いた額のいずれか低い額とする。ただし、入居者からの家賃収入合計が賃借料を超えた月は適用しない。

三 補助金の申請戸数が多い場合は、入居対象者等の優先順位を斟酌し予算の範囲内で交付する。

第4 申請・報告等

1 申請書

申請者は、申請書(様式1)に次の書類を添付して、居住支援協議会に申請する。

- 一 法人の場合は定款、任意団体の場合は規約または会則
- 二 住宅の賃貸契約書及び所有者のサブリース承諾書
- 三 住宅の位置図、間取り図
- 四 住宅の入居者名簿
- 五 入居者との契約書

2 入居状況報告書

申請者は、毎月末の入居状況及び退去した者の経過等について、翌月の5日までに居住支援協議会に報告しなければならない。

3 完了実績報告

申請者は、平成29年3月10日までに当事業の実績を居住支援協議会に報告するものとする。

第5 補助金の交付

補助金は、実績報告後に成果を確認し速やかに支払うものとする。

第6 不誠実な行為の対処

申請者が当該補助金の交付に当たり、不誠実な行為があったと認められるときは、交付した補助金の返還を求めるとともに、必要な処分を行うものとする。

第6 入居者の安全確保及び守秘の保持

申請者及び申請者の業務に従事している者は、当該住宅の入居者の安全確保と個人情報の取扱いについて、十分に配慮しなければならない。

福島県居住支援協議会
会 長 田畑 光三 殿

申請者住所

申請者名

担当者名

連絡先

平成28年度住宅確保要配慮者地域移行・地域定着賃貸住宅モデル事業
補助金交付申請書

このことについて、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記の通り申請します。

記

1. 補助金の名称 住宅確保用配慮者地域移行・地域定着賃貸住宅家賃補助
2. 交付申請額
3. 交付申請額の算出方法及び事業経費の配分（実施要領による。）
4. 事業完了の期日 平成29年3月10日